

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

## 陳 述 書

2021 (令和3) 年9月3日

大阪地方裁判所 第11民事部合議1係 御中

氏 名 Stieger, Theresa Evelyn

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

## 第1 はじめに

私は、38歳の会社員で、同性のパートナーである坂田麻智（以下、「麻智」といいます。）と12年間交際しており、その内現在までの約11年間は同居して共に生活をしています。

私はアメリカ合衆国オレゴン州出身のアメリカ人で、2006年に日本に来てからは継続的に日本に住んでいます。日本に来てから主に英会話スクールで働いていて、2011年9月に現在の職場である英会話スクールに就職し、その後、正社員になれたので今後も同社で働く予定です。職場では教材開発業務に携わっています。

私には父母、兄4人、弟1人の家族がアメリカにいます。

## 第2 性的指向の自覚について

私はアメリカで大学に在学中、高校生の時から友人だった男性と結婚しました。大学卒業後、元々日本に興味を持っていた当時の夫について行く形で私も来日しましたが、結婚生活は上手くいかず離婚することになりました。その頃、私は自分が女性に恋愛感情があることに気付くようになりました。

振り返ってみると、もっと若い頃にもクラスメイトで気になっていた女の子や憧れの女性の先輩もいたりしたので、その時に気付くべきだったのかも知れません。ただ、私が育った環境は保守的なカトリックで、男性と結婚して子どもを産んで育てるのが幸せであることで、それ以外の生き方はないと思っていました。若かった頃の私は、自分は「良い子」だから「悪いこと」はせず生きていくべきだと思っていたので、自分自身の気持ちにしっかり目を向けることができていなかったのだと思います。

そういう価値観があったので、元夫と離婚することになった時、私は

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

自分がどういう人間なのかを初めて真剣に考え始めるようになりました。その中で、自分が当時の同僚の女性に惹かれていたことに気付いたのです。

その同僚とは特に恋愛関係にはなりませんでしたが、離婚後にあるイベントで出会った別の女性と付き合い始めました。その女性とは関係は長くは続きませんでした。女性と付き合ってみて自分がやはり女性に恋愛感情があることが分かりました。

### 第3 パートナーとの関係、周囲へのカミングアウト、現在までの生活について

#### (1) パートナーとの関係

2008年7月、私は共通の友人を通じて、現在のパートナーの麻智と知り合いました。出会いは共通の友人らを交えた飲み会の場で、私は当時あまり日本語を話すことができませんでした。そこに参加していた麻智は英語が話せたこともあり仲よくなりました。3ヶ月ほどの交友関係を経て私たちは付き合い始めました。麻智とはアウトドアアクティビティや旅行が好きだという共通の趣味があり、無理をせず話せて一緒にいると居心地良く感じました。

付き合い始めた当時、麻智は京都に住み私は大阪に住んでいましたが、頻繁に会っていたので移動の負担も大きく、一緒に住もうかという話をするようになりました。そして、翌年6月から同居を始めました。同居先の賃貸は新しく二人で探しましたが、不動産屋さんには自分たちの関係をルームメイトだと伝えていました。

付き合い始めた頃、私は元夫との結婚生活で辛かったことや日本に馴染めていないこともあり、自分にあまり自信が持てないでいました。しかし、麻智と付き合い始めて、私はずっと日本で麻智と一緒にいた

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

いと思うようになりました。そして、ずっといるのならば日本の文化のことを学んだり日本語もきちんと勉強しないと失礼だと思ったので、一旦仕事を辞めて日本語学校に入学しました。言葉が話せるようになってからは自分でできることも増えて、日本での生活に自信を持つことができるようになりました。

## (2) 家族へのカミングアウトについて

最初に私が麻智と一緒に住み始めた時、私は両親に引っ越したことだけ伝えて、誰と一緒に住んでいるということは話していませんでした。でも両親とは仲が良かったので、両親は私が隠し事をしていることを薄々気付いていたと思います。

元々その夏にアメリカに帰省する予定だったので、私は両親に直接会った時にきちんと面と向かって話して麻智のことを伝えようと思っていました。そして、帰省した日の最初の夜、私は両親に麻智の写真を見せて麻智と付き合っていることを伝えました（なお、訴状では、両親に伝えたのはクリスマスと書きましたが、正しくは夏です。）。すると両親は、「分かったよ」と言いました。そして、「麻智はどういう人なの」「どうやって出会ったの」「早く会いたいね」と言ってくれました。

## (3) アメリカでの婚姻と日本での結婚パーティ

2015年8月9日、私の出身地であるアメリカのオレゴン州で私たちは婚姻しました。現地では結婚式と披露宴も行いました。参加者は主に私の親族、近しい友人、幼少期の近所の方などでしたが、日本から麻智のお母さんとお姉さんも来て参加してくれました。また、麻智がアメリカに留学中だった頃の友だちも何人か来てくれました。人数の関係で会場に呼べなかった人たちもいたので、別の日にバーベキューパーティを開きました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

同じ年の10月には、京都市内でも結婚パーティを開いて、アメリカで婚姻したことを日本の知人にも祝っていただきました。このパーティでは、麻智のお母さん、それぞれの同僚や友だち、近所で仲が良くなった人たち、LGBT関係の友だち等、120名を呼びました。本当はもっと呼びたかったのですが会場や予算の関係で諦めざるを得ませんでした。それでも多くの方に祝ってもらってとても幸せでした。

#### (4) 日常生活での家事や経済的分担について

普段の生活で家事の分担は半々くらいです。料理は、朝が私、昼は仕事なので各自取って、夜は麻智が在宅勤務の日は麻智が作る、お互い出社している日は外で買って帰るなどしています。夜ご飯をどちらが買って帰るか、帰宅が何時頃になるか等についてはいつも携帯電話でやりとりしています。掃除に関しては、お風呂やトイレは私が掃除することが多く、洗濯物やキッチン周りの掃除、その他整理整頓は麻智がすることが多いです。その他、色々な家事の分担について、お互いただ期待するだけではなく、どういうことを自分がしていて、相手にどういうことをしてほしいかをしっかりコミュニケーションを取るようになっています。

生活費も分担しています。ローンの関係で自宅の名義が麻智のみになっているため、ローンや固定資産税は麻智の口座から引き落とされています。また、二人の共同の口座は作れないので、ローンと同額程度のお金を、私が私名義の生活費用の口座に入れて、食費や水道光熱費、携帯電話料金等の生活費はそこから支払うようになっています。それ以外は各自が自由に使って貯蓄もそれぞれがするようになっています。

#### (5) 永住権の取得

2018年11月、私は永住許可申請をしました。それまではずっと就労ビザで日本に滞在していましたが、就労ビザだと、もし怪我を

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

したり病気になって働けなくなったとき私は日本にすることができなくなります。もし麻智と日本でも結婚ができたら、異性カップルのように配偶者ビザで滞在することもできますが、私たちはそれができないので、自分が就労ビザで滞在していることを常に不安に思っていました。

永住許可の申請は、日本人の配偶者であれば婚姻から3年以上等の要件で申請ができますが、そうでなければ日本に10年以上継続して在留している必要があります。私が申請した時点で私は日本に来て12年目になっていました。10年経った時点で申請しなかったのは、私が当時まだ有期雇用だったので、継続在留要件を満たしたばかりの有期雇用の英会話講師では永住許可は出ないのではと思ったからです。2018年に申請した時には正社員になれていて、職場の上司からは3ページほどの長さのとても良い推薦状も頂けたので、申請しようと思いました。

申請の結果、2019年2月に永住許可が出ました。永住許可をもらえて本当に安心しました。これで万一病気になったりして働けない時期があっても、ビザが切れて麻智と別々の国で暮らさなければならぬという事態は起こりません。

#### 第4 現在の不安

私たちは共通の趣味を楽しんだり、日常生活での家事や生活費を分担したり、辛いときはお互いに支え合ったりしてカップルとして共同生活を営んでいます。

自分たちの生活ができるだけ安定するように、家を買ったり将来のために貯蓄したり、アメリカで婚姻もして、去年の9月には京都市でパートナーシップ宣誓制度が導入されたのでそれもいち早く利用しました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

それでも、どちらかが病気になって特に意思表示ができないくらい重篤な状態になった場合には、パートナーが法的に家族関係にないことが原因で意思決定に携われなかったり、面会ができなかったりするのではないかと不安に思うことがあります。

また、現在の家の名義は麻智なので、万一麻智が先に亡くなった場合、私は住み続けられるのだろうかという不安もあります。私は社会人になってからのほとんどを日本で過ごしてきたので、現在の友人はほとんどが日本にいる人たちです。日本での仕事も生活も安定していて、日本で永住権が取れたこともあり、将来もずっと日本に住んでいたいと思っています。それは、仮に麻智が先に亡くなったとしても変わりませんが、その場合に、私が現在の家を相続できなければ、老後に突然住む場所がなくなるのではという不安が残ります。

私たちは子どももほしいと思っていますが、現状、婚姻している夫婦でないと精子提供を用いた人工授精が利用できません。また、仮に人工授精をせずに自分たちで精子提供者を探したとしても、私たちや子どもとの法的関係が守られていないので、簡単には踏み出すことができません。

## 第5 さいごに

私たちと同じ「結婚の自由をすべての人に訴訟」の札幌地方裁判所の判決では、同性婚を認める規定を設けていない現行法は憲法14条に違反しているという判断がされました。判決の日、私は仕事の昼休みに知人からの連絡や速報記事などを讀んだりして判決の内容を知って、自分のデスクで涙を堪えていました。この裁判を始めた時は、差別なのは当然だから戦うんだという気持ちでしたが、改めて違憲と判断された判決を讀んで、これはすごいことなんだ、社会が変わるんだ、未来は明るい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

んだと感極まる思いでした。麻智と少し電話で話して、お互いに「良かったね」と言い合いました。

私たちは現在の生活が安定しているのでこうして裁判の原告となって戦うことができますが、社会にはもっと大変な状況にある同性愛者等も沢山います。私は、この裁判の結果次第では、原告だけでなくその他の同性愛者等も、次の世代、その更に次の世代の誰もが、自分の性的指向で悩むことがなく、それぞれの人生に希望を持って生きていける社会が作れると思っています。

大阪地方裁判所でも、私たちが婚姻できない現状は間違っている、私たちがこのような差別的な扱いを受け続けるべきではないと認めてくれる判決が出されることを切に願っています。

以上